

大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務の情報化推進に関する基本規程

平成28年9月23日

自機規程第109号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）情報化推進基本方針に基づき、機構における業務の情報化の推進に関する基本的事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本規程における業務の情報化の基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 業務・システムの最適化に関する事項
- 二 その他業務の情報化に関する事項

(組織・体制)

第3条 機構は、業務の情報化のため、次の各号に掲げる情報化に関する責任者を置く。

- 一 情報化統括責任者 1名
- 二 情報化責任者 4名
- 三 情報化責任者補佐 4名

(情報化統括責任者)

第4条 情報化統括責任者（Chief Information Officer。以下「CIO」という。）は、情報担当理事又は情報担当副機構長をもって充てる。

2 CIOは、機構における業務の情報化に関する統括的な意思決定を行う。

3 CIOは、前項の意思決定を行うに際しては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報セキュリティ対策に関する基本規程（平成28年自機規程第111号。以下「セキュリティ基本規程」という。）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者の意見を聴くものとする。

(情報化責任者)

第5条 情報化責任者（以下「機関CIO」という。）は、別表のとおりとする。

2 機関CIOは、当該機関における業務の情報化に関する統括的な意思決定を行う。

3 機関CIOは、前項の意思決定を行うに際しては、セキュリティ基本規程第6条に規定する機関情報セキュリティ責任者の意見を聴くものとする。

(情報化責任者補佐)

第6条 情報化責任者補佐（以下「機関CIO補佐」という。）は、機関CIOが指名する

者をもって充て、機関C I Oの業務を補佐し、次の各号に掲げる事項について、戦略的・専門的知見をもって機関C I Oに助言を行うものとする。

- 一 機関における情報戦略の立案
- 二 情報関連業務の適正化計画の策定及び実施
- 三 情報システムの更新及び調達
- 四 情報関連業務・システムに係る監査
- 五 その他情報化推進の支援

2 機関C I O補佐は、前項の助言を行う場合は、セキュリティ基本規程第3条第9号に規定する情報セキュリティポリシーに十分配慮しなければならない。

(情報化推進委員会)

第7条 機構における業務の情報化のため、機構に情報化推進委員会を置く。

2 前項に規定する委員会の組織運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(研修)

第8条 機関C I Oは、機関における情報化の推進のため、必要に応じて研修等を企画し実施するものとする。

(報告)

第9条 機構の情報システムの適正かつ効率的な運用及び管理に重大な支障が生じる事実又はおそれがあることを知った者は、その旨を機関C I O又は機関C I O補佐に直ちに報告しなければならない。

2 機関C I O又は機関C I O補佐は、前項に定める報告を受けた場合は、その事実の有無を調査し、必要な措置を講ずるとともに、C I Oにその旨を報告するものとする。

3 C I Oは、前項の報告を受けたときは、関係行政機関への報告を含め必要な措置を講ずるものとする。

(点検及び監査)

第10条 機関C I Oは、所掌する機関の業務・システムの最適化について、定期的に運用及び管理の状況を点検し、必要があると認めるときは、その結果をC I Oに報告するものとする。

2 機関C I Oは、定期又は随時に当該機関の業務・システムに関する監査を行い、その結果をC I Oに報告するものとする。

(評価及び見直し)

第11条 C I O及び機関C I Oは、前条の規定に基づく点検及び監査の結果等を踏まえ、透明性の確保及び業務運営の合理化等の観点から評価し、必要があると認める場合は、その見直し等の措置を講じるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、業務の情報化の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

機関等区分	機 関 等	機関C I O
国立天文台	国立天文台	国立天文台長が指名する副台長
核融合科学研究所	核融合科学研究所	核融合科学研究所副所長
岡崎3機関等	基礎生物学研究所	3所長が一致して指名する副所長又は研究総主幹
	生理学研究所	
	分子科学研究所	
	岡崎3機関共通の研究施設及び組織等	
生命創成探究センター		
事務局等	事務局並びに組織運営通則第2条の2第1項及び第3条に定める組織等のうち、上記に該当しない組織等	C I Oが兼務